

# 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について

## 1 背景

- 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、都道府県及び市町村は毎年度、健全化判断比率等について監査委員の審査のうえ、議会に報告し、公表することが義務付けられました。比率には、早期健全化基準(黄信号)と財政再生基準(赤信号)の2段階の基準が設けられているため、財政が悪化し始めた段階(黄信号)から財政の健全化を促す仕組みとなっています。比率の公表については、平成19年度決算からが対象とされ、今回で3回目の公表となります。
- 平成21年度決算に基づく健全化判断比率及び各公営企業の資金不足比率を算定したところ、いずれも早期健全化基準等(黄信号)には該当しません。

## 2 健全化判断比率及び資金不足比率の状況

(単位:%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率
平成21年度	- (△ 3.78)	- (△ 12.62)	5.2	73.8	-
平成20年度	- (△ 4.69)	- (△ 15.66)	5.2	83.2	-
早期健全化基準 (経営健全化基準)	11.25	16.25	25	350	20
財政再生基準	20	40	35		

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率における( )内の数字は黒字比率を示す。

※連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置が設けられており、本則の30%は平成23年度決算から適用される。(平成20年度及び平成21年度決算40%、平成22年度決算35%)

※資金不足比率は公営企業会計ごとに算定。

### ■早期健全化基準

健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)のいずれかが早期健全化基準以上となった場合は、自主的な改善努力をはかるべき「財政健全化団体」と位置づけられます。この場合、財政悪化の分析を行い、健全化の方策を示す財政健全化計画を、議会の議決を経て策定・公表するとともに、その実施状況についての議会報告及び公表が義務付けられます。

### ■財政再生基準

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率のいずれかが財政再生基準以上の場合は、著しく財政状況が悪化したため自主的な健全化を図ることは困難な「財政再生団体」と位置付けられます。この場合、財政悪化の原因分析を行い、再生のための計画を議会の議決を経て策定・公表し、実施状況についての議会報告及び公表が義務付けられます。また、この計画について総務大臣の同意を得られなければ、災害復旧事業等を除く地方債を起すことができません。さらに、実際の財政運営が計画に適合しない場合は総務大臣から予算の変更等の勧告を受けます。

### ■経営健全化基準

資金不足比率が経営健全化基準以上となった公営企業会計は、経営健全化のための計画を議会の議決を経て策定・公表するとともに、実施状況の議会への報告・公表が義務付けられます。

### 3 健全化判断比率及び資金不足比率の対象会計区分

会計区分			適用範囲				
一般会計等	一般会計		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	
	一般会計等に属する特別会計	公債管理					
		母子寡婦福祉資金貸付					
公園墓地							
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の特別会計			連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
							国民健康保険
							介護保険
							後期高齢者医療
公営企業会計	公営企業に係る会計	法適用	(会計ごと算定)	連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
		水道事業					
		病院事業					
		下水道事業					
	非適用	(該当なし)					
組合等				連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
							神奈川県競輪組合
							神奈川県広域水道企業団
その他	地方公社	土地開発公社		連結実質赤字比率	準元利償還金の対象会計	将来負担比率	
	第3セクター	(該当なし)					

### 4 健全化判断比率

#### ① 実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等、地方公共団体の中心的サービスを行う一般会計等の赤字の程度を示します。歳入における市税の減(▲約24.8億円)等に加え、歳出において扶助費(+約20.0億円)や繰出金(+約1.4億円)など社会保障費の増等により、黒字比率は前年度に比べて0.91ポイント悪化しています。

【算定値】  $\text{—\%}$  \*黒字比率=3.78% (早期健全化基準 11.25% 財政再生基準 20%)  
 (H20:  $\text{—\%}$  \*黒字比率=4.69%)

実質赤字比率 $\text{—\%}$	$=$	$\frac{\text{*黒字額 3,100,945千円}}{\text{一般会計等の実質赤字額}}$
*黒字比率 3.78%		$\frac{\text{標準財政規模}}{\text{81,841,830千円}}$

## ② 連結実質赤字比率

一般会計等のほか、水道、下水道、病院事業といった料金収入等を主な財源として事業を実施している公営企業会計など全ての会計を合算して、市全体としての赤字の程度を示しています。

実質収支額は、全体で▲約24億円となり、うち公営企業会計における実質収支額が、前年度に比べ▲15.6億円減少しています。

主な原因は、病院事業会計において、資金剰余額が0となったこと(▲10.3億円)であり、黒字比率は前年度に比べて3.04ポイント減少しました。病院事業会計の資金剰余金の皆減は、平成22年度から指定管理制度導入に伴い、退職手当債を21.9億円起こしたことが原因であり、算定上、建設改良費以外の経費に充てるための企業債残高が資金不足として計上されることによるものです。

【算定値】  $\frac{-}{100}\%$  \*黒字比率=12.62% (早期健全化基準 16.25% 財政再生基準 40%)  
(H20:  $\frac{-}{100}\%$  \*黒字比率=15.66%)

連結実質赤字比率 -%	=	$\frac{\text{*黒字額 10,331,876千円}}{\text{連結実質赤字額}} \div \frac{\text{標準財政規模}}{\text{81,841,830千円}}$
*黒字比率:12.62%		

## ③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金のほか、公営企業の元利償還金に充てられてた繰出金など、実質的には公債費と同じ性質の経費(準元利償還金)も含めて公債費負担の大きさを示します。

公営企業債の元利償還金に対する繰出金額が減少(▲約4.3億円)しましたが、分子の実質的な公債費は前年度と比べて+約3.4億円増加しました。これは、高利の残債を低利へ借換したことに伴い、平成20年度で支出するものが平成21年度へ先送りされたことや、公債費へ充当される特定財源が減ったことによるものです。

実質的な公債費負担は前年度に比べて大きくなっていますが、分母である標準財政規模(地方税や普通交付税などの通常経常的に収入されるであろう一般財源の額)も増えており、3か年平均では前年度と同じ比率となりました。

【算定値】 5.2% (H20: 5.2%) (早期健全化基準 25% 財政再生基準 35%)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	3か年平均
実質公債費比率	5.4%	4.8%	5.2%	5.2%

実質公債費比率 5.2%	=	$\frac{15,414,555千円 - 11,704,810千円}{81,841,830千円 - 11,704,810千円}$
		$\frac{\text{(元利償還金+準元利償還金-特定財源)} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模} - \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$

$$\text{H19} \quad \frac{3,843,334 \text{千円}}{70,334,628 \text{千円}} = 5.4\% \quad \text{H20} \quad \frac{3,371,595 \text{千円}}{69,439,799 \text{千円}} = 4.8\%$$

#### ④ 将来負担比率

公債費や準元利償還金のほか、一部事務組合や土地開発公社等も含め、一般会計等が今後負担しなくてはならない額を年度末時点で算定し、将来の財政負担の程度を示します。

土地開発公社依頼土地の処分等による債務負担行為額の減少※(▲約43.1億円)や一般会計等の地方債現在高の減少(▲約20.3億円)、企業債残高の減による繰出金見込額の減少(▲約13.3億円)、及び職員数の減や新陳代謝等による退職手当負担見込額の減少(▲約13.1億円)により、前年度と比べて10.0ポイント改善しています。

※内訳:長坂地区売却▲15.8億、馬堀B地区売却▲7.9億、馬堀A地区を公社2号土地に変更▲18.6億

【算定値】 73.8% (H20: 83.2%) (早期健全化基準 350% 財政再生基準はない)

	246,757,908千円	-	194,985,753千円
将来負担比率	将来負担額 - (充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額)		
73.8%	標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)		
	81,841,830千円	-	11,704,810千円

## 5 資金不足比率

公営企業ごとの資金不足を、事業規模である料金収入の規模と比較し、経営状況の厳しさを示します。

【算定値】

水道事業 下水道事業 病院事業	}	<u>-%</u> (H20: - %) (経営健全化基準 20%)
-----------------------	---	------------------------------------

	資金の不足額
資金不足比率	= $\frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模(営業収益の額-受託工事収益の額)}}$

※資金不足が生じていない場合は、資金不足比率をマイナスとしている。

- ・水道事業 下水道事業への長期貸付の実施等による現金預金の減により、流動資産が減少(△約6.4億円)したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて2.8ポイント減少している。

$$\triangle 36.38\% = \frac{\triangle 3,729,503 \text{ 千円}}{10,250,934 \text{ 千円}}$$

(H20:  $\triangle 39.18\%$ )

- ・下水道事業 建設改良工事に係る未払金の減などにより、流動資産が減少(△約22.5億円)したため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて1.02ポイント減少している。

$$\triangle 9.04\% = \frac{\triangle 861,163 \text{ 千円}}{9,517,964 \text{ 千円}}$$

(H20:  $\triangle 10.06\%$ )

- ・病院事業 市民病院が平成22年度から指定管理制度を導入することに伴い、退職手当債を約21.9億円起こしたことにより資金剰余額が0となったため、事業規模に対する資金剰余額の比率は前年度に比べて7.2ポイント減少している。

$$0.00\% = \frac{0 \text{ 千円}}{14,106,871 \text{ 千円}}$$

(H20:  $\triangle 7.20\%$ )

(1) 資金の不足額 (法 § 22-2、令 § 16)

① 資金不足額

(単位 千円)

平成21年度	水道事業	下水道事業	病院事業
流動負債 A	2,053,593	1,955,210	1,136,152
一時借入金または未払金で建設改良費に充てるため地方債を発行することとしているものの額 B			
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 C			2,188,800
流動資産 D	5,783,096	2,816,373	1,730,859
繰越した事業の財源として収入されたもの E			
解消可能資金不足額 F			2,188,800
資金不足額: (A-B)+C-(D-E)-F	$\triangle 3,729,503$	$\triangle 861,163$	(※) 0

※資金不足額が▲の場合は不足が生じていないことを表す

※解消可能資金不足額 F が有る場合の資金不足額の算定方法

(A-B)+C-(D-E) > 0であれば算入。

この場合において(A-B)+C-(D-E)-F < 0となる時は、(A-B)+C-(D-E)-F = 0とする。

(単位 千円)

平成20年度	水道事業	下水道事業	病院事業
流動負債 A	2,267,089	4,101,430	694,581
一時借入金または未払金で建設改良費に充てるため地方債を 発行することとしているものの額 B			
建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方 債の現在高 C			
流動資産 D	6,420,789	5,071,305	1,723,132
繰越した事業の財源として収入されたもの E			
※解消可能資金不足額 F			
資金不足額: (A-B)+C-(D-E)-F	▲4,153,700	▲969,875	▲1,028,551

## (2) 事業の規模

(令 § 17)

(単位 千円)

平成21年度	営業収益の額 A	受託工事収益の額 B	事業の規模 A-B
水道事業	10,397,237	146,303	10,250,934
下水道事業	9,517,964	0	9,517,964
病院事業	14,106,871	0	14,106,871

(単位 千円)

平成20年度	営業収益の額 A	受託工事収益の額 B	事業の規模 A-B
水道事業	10,818,552	219,648	10,598,904
下水道事業	9,634,030	0	9,634,030
病院事業	14,266,190	0	14,266,190

## 【参考】 県内他都市の状況

県内他都市の健全化判断比率は以下の表のとおりです。  
 実質赤字額、及び連結実質赤字額を生じた市はありませんでした。  
 また、全ての市において、早期健全化基準(黄信号)を下回っています。

### <平成21年度 県内各市健全化判断比率一覧>

(単位：千円、%)

団体名	実質赤字比率			連結実質赤字比率			実質公債費比率			将来負担比率		
	21年度 A	20年度 B	増減 (A-B)	21年度 C	20年度 D	増減 (C-D)	21年度 E	20年度 F	増減 (E-F)	21年度 G	20年度 H	増減 (G-H)
横浜市	—	—	—	—	—	—	19.1	20.2	▲ 1.1	255.2	261.1	▲ 5.9
川崎市	—	—	—	—	—	—	13.4	15.6	▲ 2.2	137.4	133.9	3.5
相模原市	—	—	—	—	—	—	4.7	5.0	▲ 0.3	36.6	41.8	▲ 5.2
横須賀市	—	—	—	—	—	—	5.2	5.2	0.0	73.8	83.2	▲ 9.4
平塚市	—	—	—	—	—	—	4.4	5.1	▲ 0.7	12.4	16.5	▲ 4.1
鎌倉市	—	—	—	—	—	—	2.7	3.8	▲ 1.1	44.1	56.0	▲ 11.9
藤沢市	—	—	—	—	—	—	6.9	8.4	▲ 1.5	38.1	45.7	▲ 7.6
小田原市	—	—	—	—	—	—	11.9	12.6	▲ 0.7	88.7	90.2	▲ 1.5
茅ヶ崎市	—	—	—	—	—	—	4.1	4.6	▲ 0.5	16.3	18.1	▲ 1.8
逗子市	—	—	—	—	—	—	4.4	4.4	0.0	76.7	84.8	▲ 8.1
三浦市	—	—	—	—	—	—	8.3	8.3	0.0	178.6	163.7	14.9
秦野市	—	—	—	—	—	—	6.6	7.2	▲ 0.6	74.3	77.5	▲ 3.2
厚木市	—	—	—	—	—	—	5.2	5.7	▲ 0.5	54.0	55.8	▲ 1.8
大和市	—	—	—	—	—	—	6.8	8.7	▲ 1.9	51.0	58.3	▲ 7.3
伊勢原市	—	—	—	—	—	—	5.9	6.1	▲ 0.2	101.4	94.7	6.7
海老名市	—	—	—	—	—	—	2.2	2.7	▲ 0.5	—	—	—
座間市	—	—	—	—	—	—	9.1	9.3	▲ 0.2	68.9	70.2	▲ 1.3
南足柄市	—	—	—	—	—	—	5.8	5.7	0.1	127.1	118.5	8.6
綾瀬市	—	—	—	—	—	—	12.1	10.5	1.6	97.7	112.3	▲ 14.6
県内平均 (政令指定 都市を除く)	—	—	—	—	—	—	6.4	6.8	▲ 0.4	68.9	71.6	▲ 2.7
県内平均	—	—	—	—	—	—	7.3	7.8	▲ 0.5	80.6	83.3	▲ 2.7